

北上市産後ケア事業実施要綱（令和3年北上市告示甲第40号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p><u>（目的）</u></p> <p>第1 <u>この告示は、産後における心身の不調及び育児の不安等を抱える産婦並びに乳児（以下「母子」という。）に対して、母子の健康維持及び増進のため必要な保健指導等を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子どもを産み育てやすい体制を確保することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) デイサービス型産後ケア 第4に規定する対象者が産後ケアセンターに来所し、半日又は一日の間、助産師又は保健師等から母体及び乳児に対する産後ケアを受けることをいう。</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1 <u>この告示は、産婦及び乳児（以下「産婦等」という。）に対して、産後ケア事業ガイドライン（「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の改正について（令和6年10月30日付けこ成母第642号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）に定めるものをいう。）に基づき市が実施する産後ケア事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) デイサービス型産後ケア 第4に規定する対象者が産後ケアセンター又は市長が<u>適当と認めた施設</u>に来所し、半日又は一日の間、助産師又は保健師等から母体及び乳児に対する産後ケアを受けることをいう。</p>

(事業の実施主体等)

第3 [略]

2 市長は、事業を適切に行うことができると認める者に事業の全部又は一部を委託して実施するものとする。

(対象者)

第4 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する母子のうち、家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられないものとする。ただし、医療行為の必要な者を除く。

(利用期間)

第6 [略]

2 前項の規定にかかわらず、対象者が早産の場合にあっては、出産予定日から1年に達する日の前日まで、事業を利用できる期間を延長できるものとする。

(利用回数)

第7 事業の利用は、訪問型産後ケア及びデイサービス型産後ケアを合わせて10回までとする。ただし、対象者が多胎出産の場合にあっては、12回まで事業を利用することができるものとする。

(利用者負担額)

(事業の実施主体等)

第3 [略]

2 市長は、事業を適切に行うことができると認める者に事業を委託して実施することができる。

(対象者)

第4 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する産婦等のうち、産後ケアを必要とするものとする。ただし、医療行為の必要な者を除く。

(利用期間)

第6 [略]

2 前項の規定にかかわらず、対象者が早産(在胎週数37週未満の出産をいう。以下同じ。)の場合にあっては、事業を利用することができる期間は、次のとおりとする。

(1) 訪問型産後ケア 出産予定日以後1年に達する日の前日まで

(2) デイサービス型産後ケア 出産予定日以後5月に達する日の前日まで

(利用回数)

第7 事業の利用は、訪問型産後ケア及びデイサービス型産後ケアを合わせて10回までとする。ただし、対象者が多胎出産又は早産の場合にあっては、12回まで事業を利用することができるものとする。

(利用者負担額)

第10 事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、事業の実施に要する経費の一部について、別表左欄の事業区分に応じ、同表中欄に定める利用者負担額を事業の利用者から徴収するものとする。ただし、当面の間は、同表右欄に定める利用者負担額のうち食事代及びおむつ代等消耗品相当額のみ徴収するものとする。

2 [略]

（委託料の請求等）

第11 受託者は、事業を実施したときは、事業を実施した月の翌月10日までに北上市産後ケア等委託料請求書に北上市産後ケア事業利用者一覧（様式第3号）及び北上市産後ケア事業実施結果報告書（様式第4号）を添えて、市長に提出するものとする。

（秘密の保持）

第12 受託者は、事業の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事故発生時の対応）

第13 受託者は、事業の実施により事故が発生した場合は、速やかに市長に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項の事故の状況及び事故の際にとった処置を記録しなければならない。

3 受託者は、事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

第10 事業の利用者負担額は、別表のとおりとする。ただし、当分の間は、同表右欄に定める利用者負担額のうち食事代及びおむつ代等消耗品相当額のみ負担するものとする。

2 [略]

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(記録の整備)

第14 受託者は、本事業の適正な実施を確保するため、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

(報告及び調査)

第15 市長は、受託者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

様式第3号(第11関係)

北上市産後ケア事業利用者一覧

(年 月分)

<u>NO</u>	<u>産婦氏名</u>	<u>決定番号</u>	<u>利用回数</u>	<u>サービス内容</u>	<u>備考</u>
<u>1</u>					
<u>2</u>					
<u>3</u>					
<u>4</u>					
<u>5</u>					

<u>6</u>					
<u>7</u>					
<u>8</u>					
<u>9</u>					
<u>10</u>					

備考 実施結果報告書を添付すること。

様式第4号（第11関係）

北上市産後ケア事業実施結果報告書

決定 番号		利用 期間	訪問型 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで デイサービス（一日・半 日） ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで
利用 者住 所	北上市		

利用者氏名	(年 月 日生)	子の氏名	(年 月 日生)
-------	-----------	------	-----------

利用日	利用回数	サービス内容	利用者負担額	保健指導内容	結果・所見	実施者

備考 改正部分は、下線の部分である。